

財団法人京都市国際交流協会寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人京都市国際交流協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を京都市左京区粟田口鳥居町 2 番地の 1 京都市国際交流会館内に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、京都において、歴史、文化その他の地域的特性を生かした国際交流活動を推進することにより、市民レベルの相互理解と友好親善を深め、京都の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 京都を中心とした地域及び諸外国の情報・資料収集及び提供
- (2) 国際交流を推進するための各種行事・研修及び人物交流等の実施
- (3) 地域の国際交流団体との連携・協力及び活動の振興
- (4) 姉妹都市交流の促進
- (5) 国際交流に関する調査及び研究
- (6) 京都市国際交流会館の管理運営受託
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分等の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ、京都府知事の承認を得て、これを処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経理は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、事業年度終了後2月以内に、その事業年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、京都府知事の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第12条 前条の規定に該当するもの及び収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、京都府知事の承認を得なければならない。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員 等

(種別及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

理事 15人以上20人以内

監事 2人

2 役員は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長及び専務理事各1名を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、常務を処理し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は民法第59条の職務を行う。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意により解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常務の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長)

第19条 この法人に会長をおき、京都市長をもってこれにあてる。

- 2 会長は理事長に対し、この法人の運営について意見を述べることができる。

(顧問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べる。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分1以上または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の事項は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の責任に関する事項
- 2 議事録には、出席理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 評 議 員 会

(評議員)

第29条 この法人に、評議員20人以上25人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。
- 4 評議員には、第16条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これら条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を行う。
 - (1) 理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、意見を述べること
 - (2) 理事会で議決した次の事項について同意すること
 - ア 役員の報酬に関すること
 - イ 事業計画及び収支予算に関すること
 - ウ 事業報告及び収支決算に関すること
 - エ その他この法人の業務に関する重要な事項で理事長が必要と認めたもの
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会には、第23条第3項及び第25条から28条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 運 営 委 員 会

(運営委員会)

- 第31条 理事長は、法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、運営委員会をおくことができる。
- 2 運営委員会は、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議する。
 - 3 運営委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 7 章 事 務 局

(設置等)

- 第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
 - 3 事務局の職員は、有給とする。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 8 章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

- 第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、京都府知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第34条 この法人は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、京都府知事の許可を得て、この法人の類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(委任)

第35条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず1990年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第22条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から1989年3月31日までとする。

別表

役員名簿 (設立当初)

役職名	氏名	住所
理事長	千 宗室	京都府京都市上京区小川寺之内上ル本法寺前町 6 1 3
専務理事	奥野 康夫	京都府京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町 2 7 - 1 メガロコープ西陣 7 3 5 号
理事	稲盛 和夫	京都府京都市伏見区桃山町島津 5 8 - 9
理事	梅原 猛	京都府京都市左京区若王子町 4
理事	大西 正文	兵庫県西宮市川添町 4 - 2 1
理事	川勝 堅二	兵庫県西宮市仁川町 5 丁目 3 - 2 4
理事	河野 健二	京都府京都市北区上賀茂桜井町 3 6
理事	小谷 隆一	京都府京都市北区紫竹下長目町 1 0
理事	坂上 守男	京都府京都市西京区大原野上里男鹿町 1 9 - 9
理事	橘 正忠	京都府京都市右京区常盤神田町 1 4 - 3 ハイラーク双ヶ丘 2 0 8 号
理事	西島 安則	京都府京都市中京区岩上通六角下ル岩上町 7 4 9 ルミエール堀川 1 1 0 3 号
理事	西村大治郎	京都府京都市中京区衣棚通三条上ル突抜町 1 2 6
理事	松下幸之助	大阪府門真市大字門真 1 0 0 6
理事	森井 清二	京都府京都市東山区大黒町通松原下る北御門町 2 7 7
理事	湯浅 叡子	京都府京都市深草中ノ島町 3 5
理事	吉村孫三郎	京都府京都市山科区安朱馬場ノ東町 1 7
理事	薦田 守弘	大阪府枚方市村野本町 2 - 2 4
監事	井上 太一	京都府京都市右京区嵯峨鳥居本六反町 1 4
監事	東 和男	京都府京都市中京区伯楽町 1 4